

「特定健診・保健指導への取り組み状況」の調査(中間報告)

調査概要

①目的

平成20年4月から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、健診・保健指導が保険者の義務として実施されることとなりました。これにより、従来の健診・保健指導の枠組みの中で果たしていた医師会の役割の重要性を再認識する必要があります。

平成20年の実施開始に向けて、医師会が中心となった、国民の健康を第一に考えたシステムを構築するために、各市区町村における健診・保健指導の実態を把握することがまず必要であると考え、全国の郡市区医師会にご協力をいただき、調査を実施することといたしました。

②内容

- ・現在の健診に関して
- ・平成20年度実施の「特定健診・保健指導」に関して

③調査手法ならびに対象者

調査手法： 郵送法
対象者： 全国の郡市区医師会(大学医師会等は除く)
対象数： 831
回答数： 607
回答率： 73.0%
実施期間： 平成18年12月～1月

目次

現状について

基本健診の実施状況	2
事業者健診の実施状況	2
基本健診の契約形態	3
集団健診の実施場所	3
事業者健診の契約形態	4

特定健診・保健指導について

健診・保険指導の情報把握	5
保険者との話し合いの場	5
健診・保健指導への取り組み予定	5
健診・保健指導を行う民間事業者の動向	6
民間事業者との接触	6

連携について

円滑な運営のための連携	7
-------------	---

共同利用施設について

共同利用施設の設置・運営状況	8
共同利用施設の健診・保健指導での活用	8

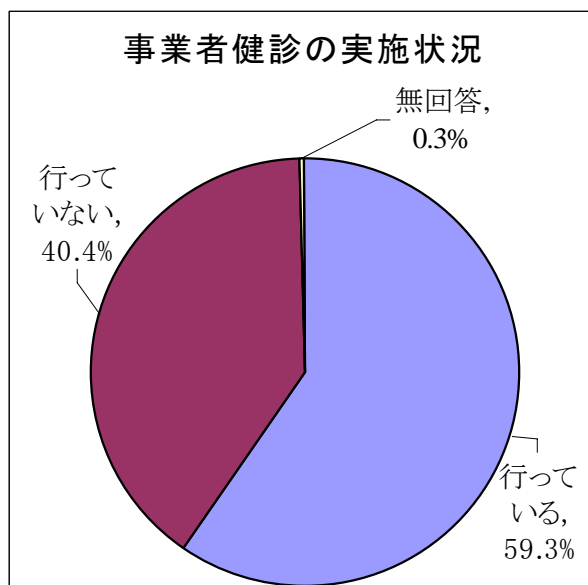
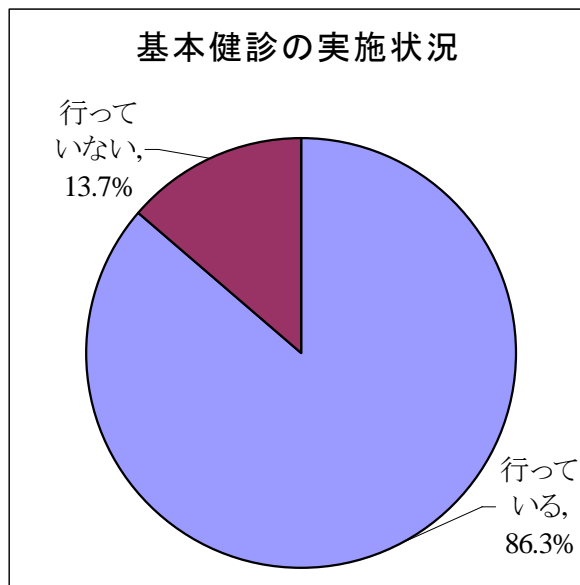
地域別データ

基本健診実施率	9
事業者健診実施率	9
保険者との非接触率	9
共同利用施設設置率	9
健診保険指導への取り組み予定	10
健診事業の契約形態	11
基本健診を実施している医療機関の平均数	11
健診・保健指導を行う民間事業者の動向	12
健診・保険指導を行う民間事業者との接触	13

結果概要

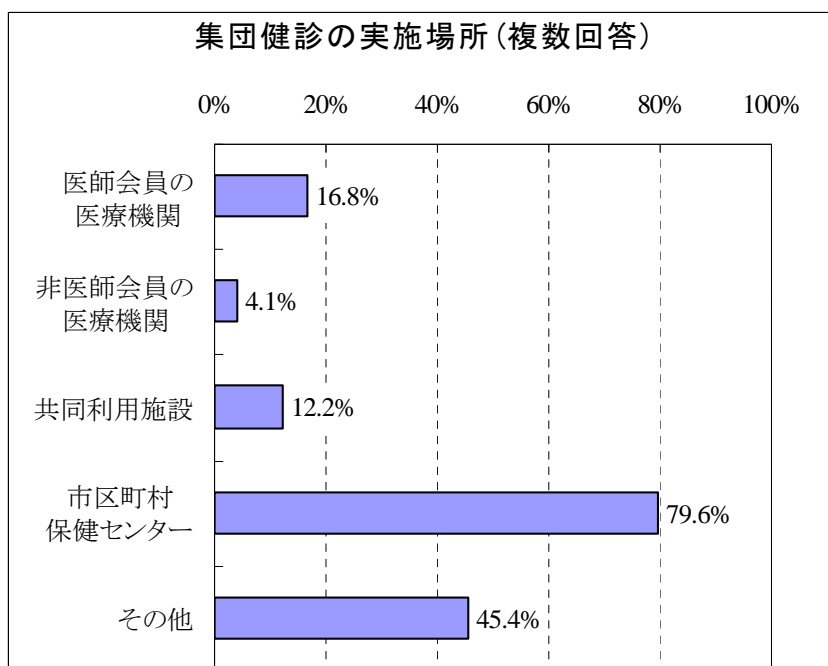
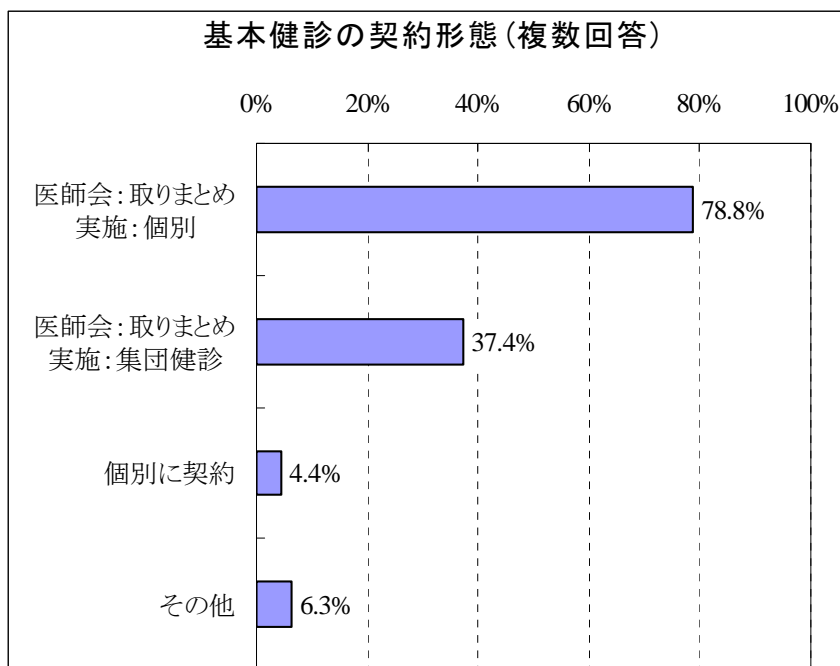
現状について

老人保健法に基づく基本健康診査については 86.3%と 8 割以上の郡市区医師会で行われており、労働安全衛生法に基づく事業者健診については 59.3%と約 6 割の郡市区医師会で行われている。

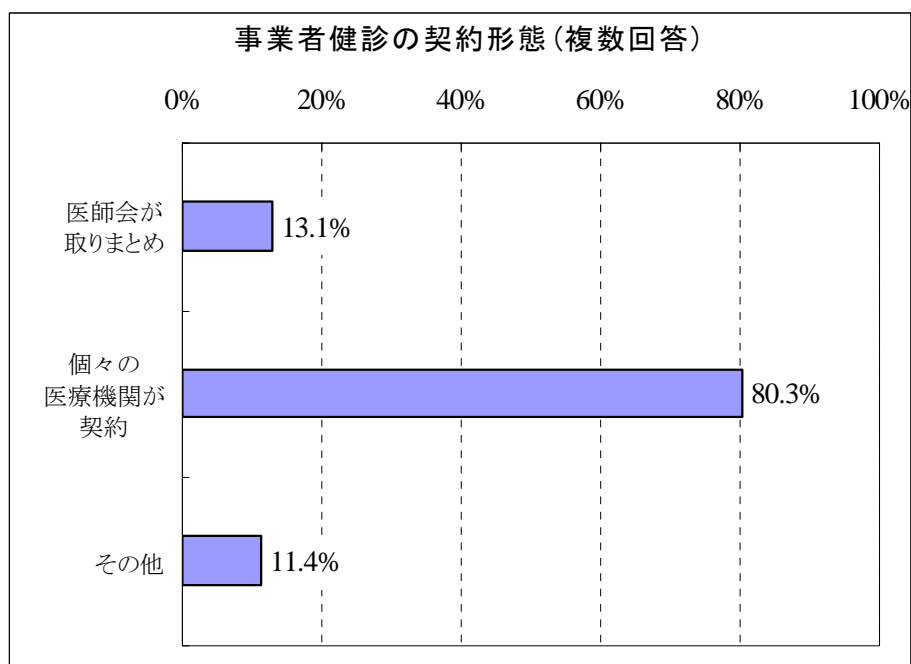


基本健診の契約形態は郡市区医師会が取りまとめを行い、個々の医療機関で実施するケースが78.8%、集団健診を行うケースが37.4%となっており、多くを占めている。(分母は基本健診を実施していると回答した医師会数、分子は複数回答)

また、集団健診を行う場所は、市区町村保健センターが79.6%、その他(公民館や学校などの施設)が45.4%となっており、公共施設を利用することが多い。(分母は集団健診を実施していると回答した医師会数、分子は複数回答)

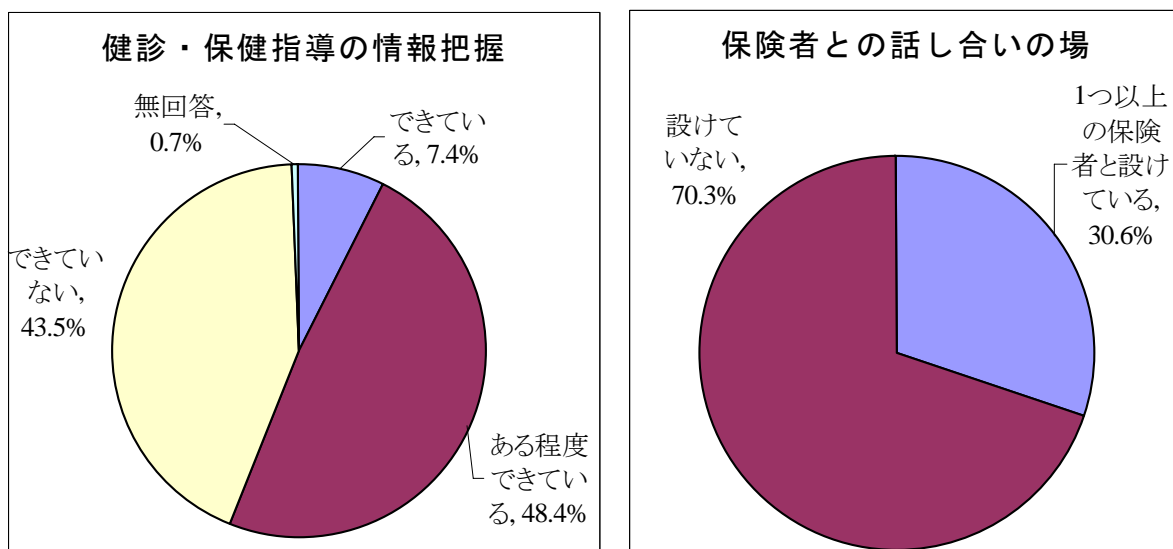


事業者健診の契約形態は、基本健診の場合と異なり、郡市区医師会が契約を取りまとめるよりも、個々の医療機関と事業者との間で行われているケースの方が 80.3%と多数を占めている。(分母は事業者健診を実施していると回答した医師会数、分子は複数回答)

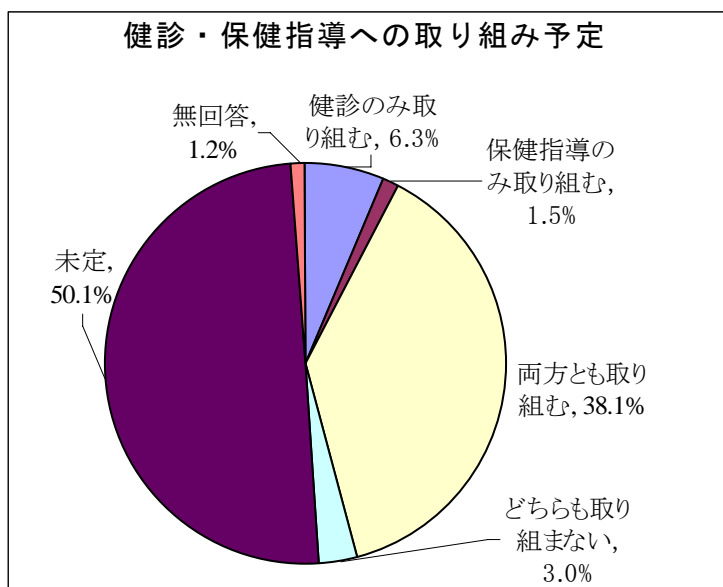


特定健診・保健指導について

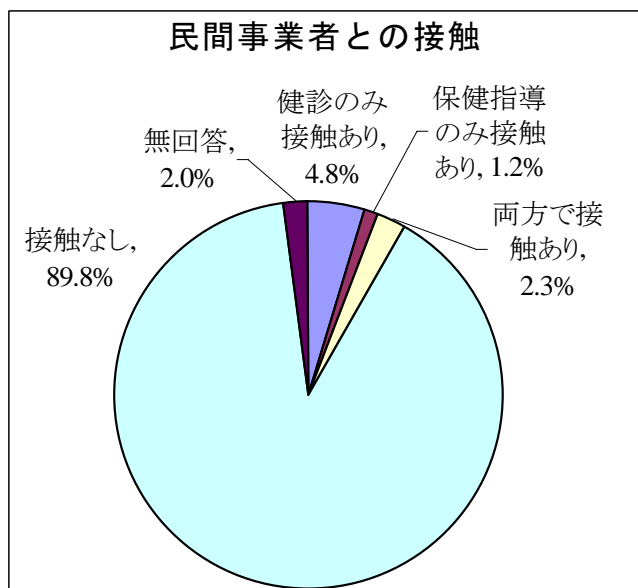
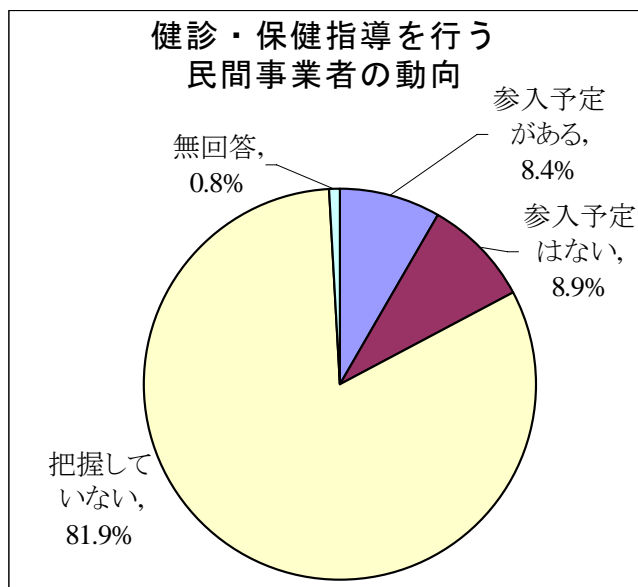
平成 20 年度実施の特定健診・保健指導の情報把握については、43.5%の郡市区医師会が情報の把握ができていないと回答している。また、現段階で各保険者との話し合いの場を設けていない郡市区医師会が 70.3%と多数を占めており、情報把握と併せて市区町村レベルでの取り組みが進んでいないことがわかった。早い段階で保険者との話し合いの場を設けて、情報収集に努める必要がある。



平成 20 年度以降の特定健診・保健指導への取り組みについては、38.1%の郡市区医師会が両方とも取り組む予定と回答している一方で、50.1%と過半数の郡市区医師会は未定と回答しており、対応を決めかねていることがうかがえる。

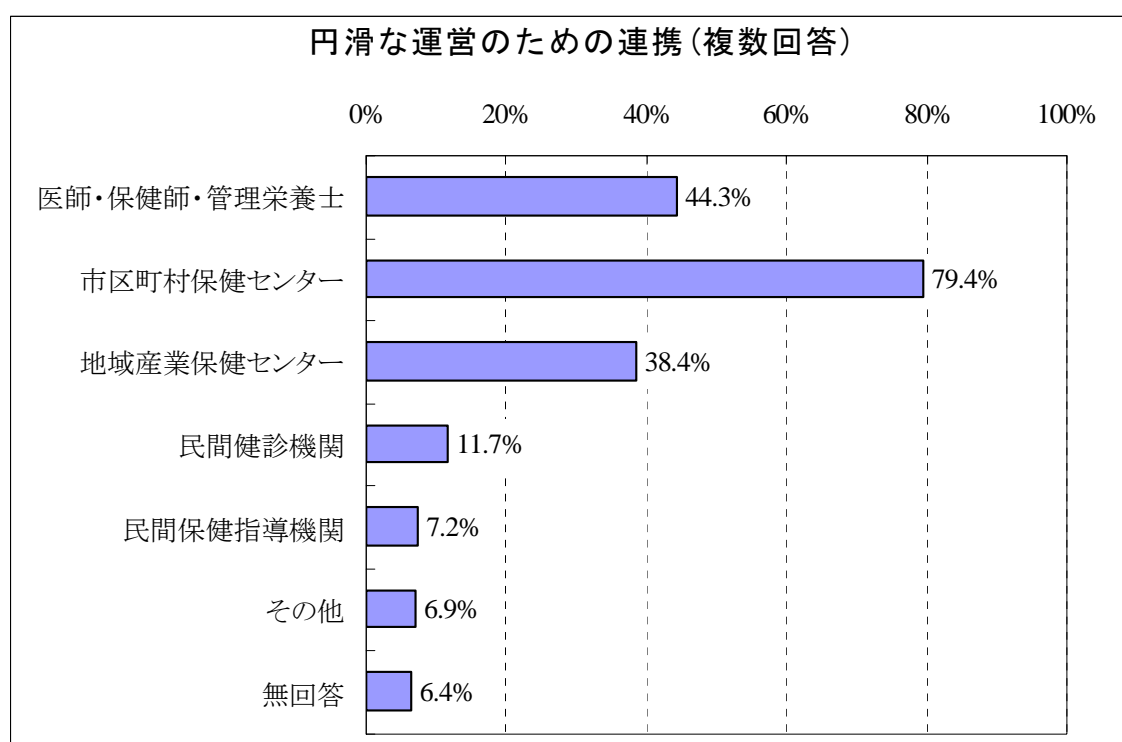


特定健診・保健指導を行う民間事業者の地域参入の有無に関する情報と民間事業者との接触状況について、それぞれ8割以上の郡市区医師会が把握していない、接触がないと回答しており、自治体との接触以上に民間との接触が行われていない現状がわかった。



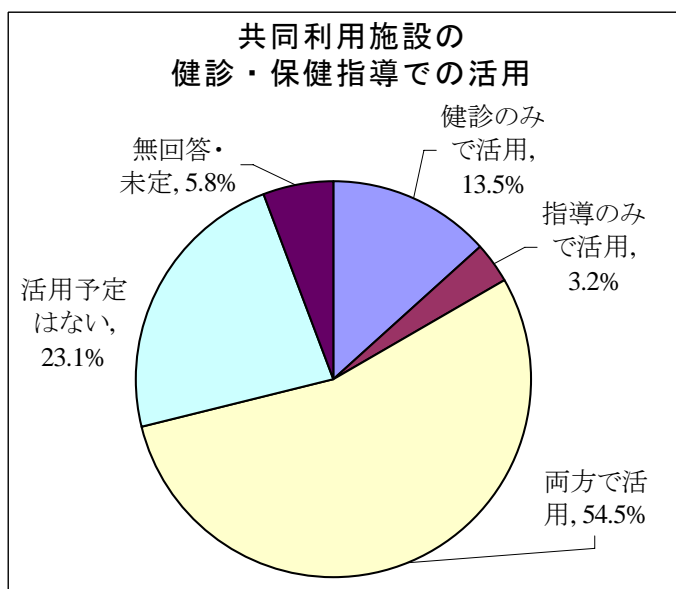
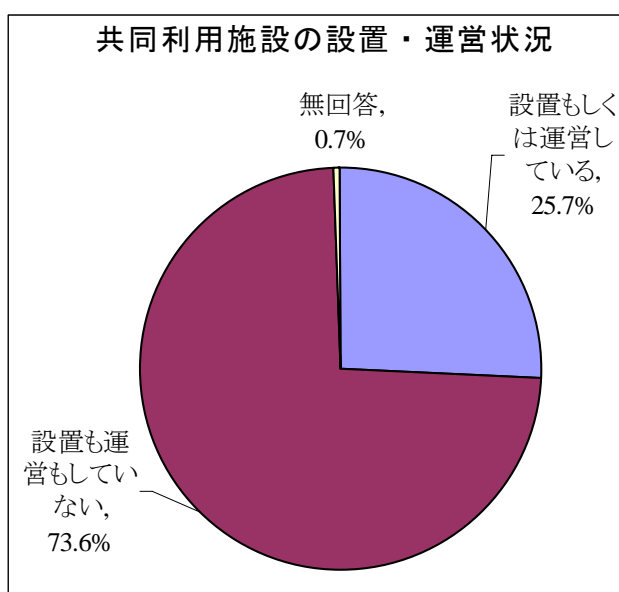
連携について

特定健診・保健指導の運営を円滑に行うために、どこと連携したいかという問いに対しては、79.4%の郡市区医師会が市区町村保健センターと回答している。これは現在、集団健診の8割以上の実施場所として使用されていることを踏まえると、今後も関係を継続していきたいということであると考えられる。続いては保険者所属の医師・保健師・管理栄養士が44.3%、地域産業保健センターが38.4%となっている。一方で、民間事業者との連携を考えている郡市区医師会の割合は健診機関が11.7%、保健指導機関が7.2%と低くなっている。



共同利用施設について

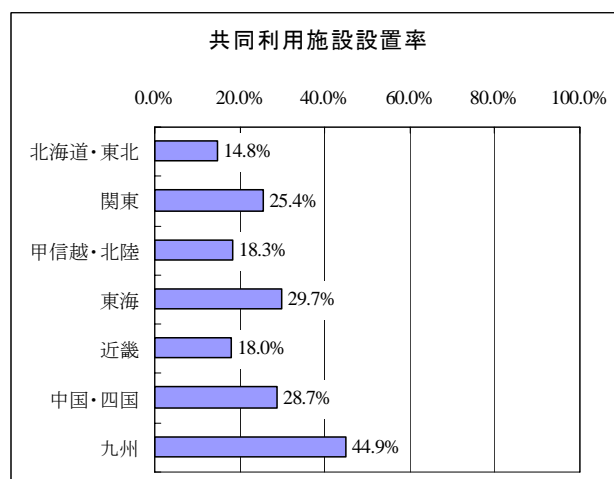
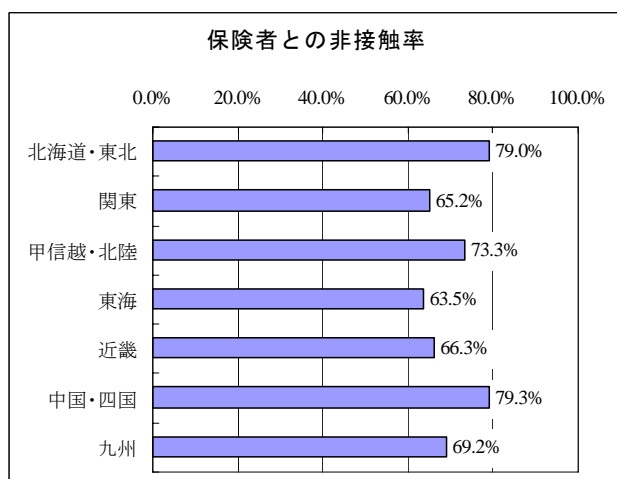
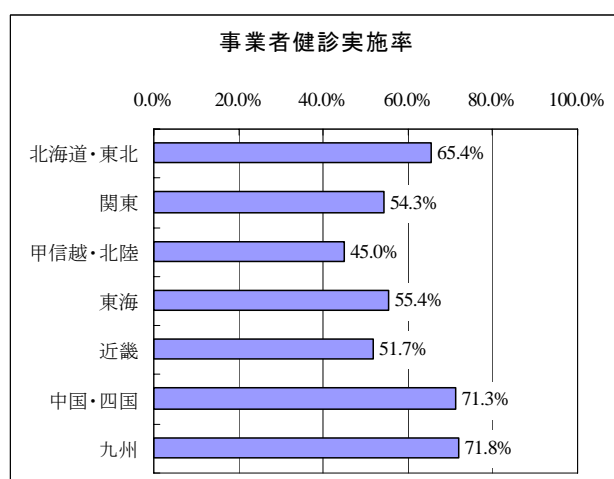
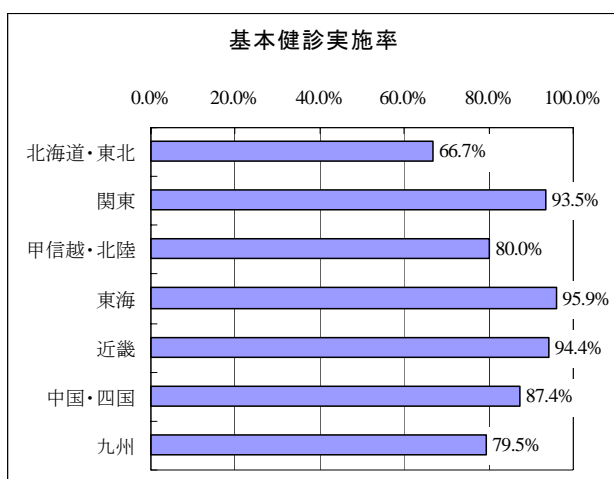
25.7%の郡市区医師会が、共同利用施設を設置もしくは運営していると回答し、その中で 54.5%と過半数の医師会が、共同利用施設を特定健診と保健指導の両方で活用することを考えている。さらに、特定健診か保健指導のどちらか一方で活用予定という回答と併せると約 7 割の医師会が現在運営・設置している共同利用施設を平成 20 年度以降の特定健診・保健指導で活用する予定となっている。



地域別データ

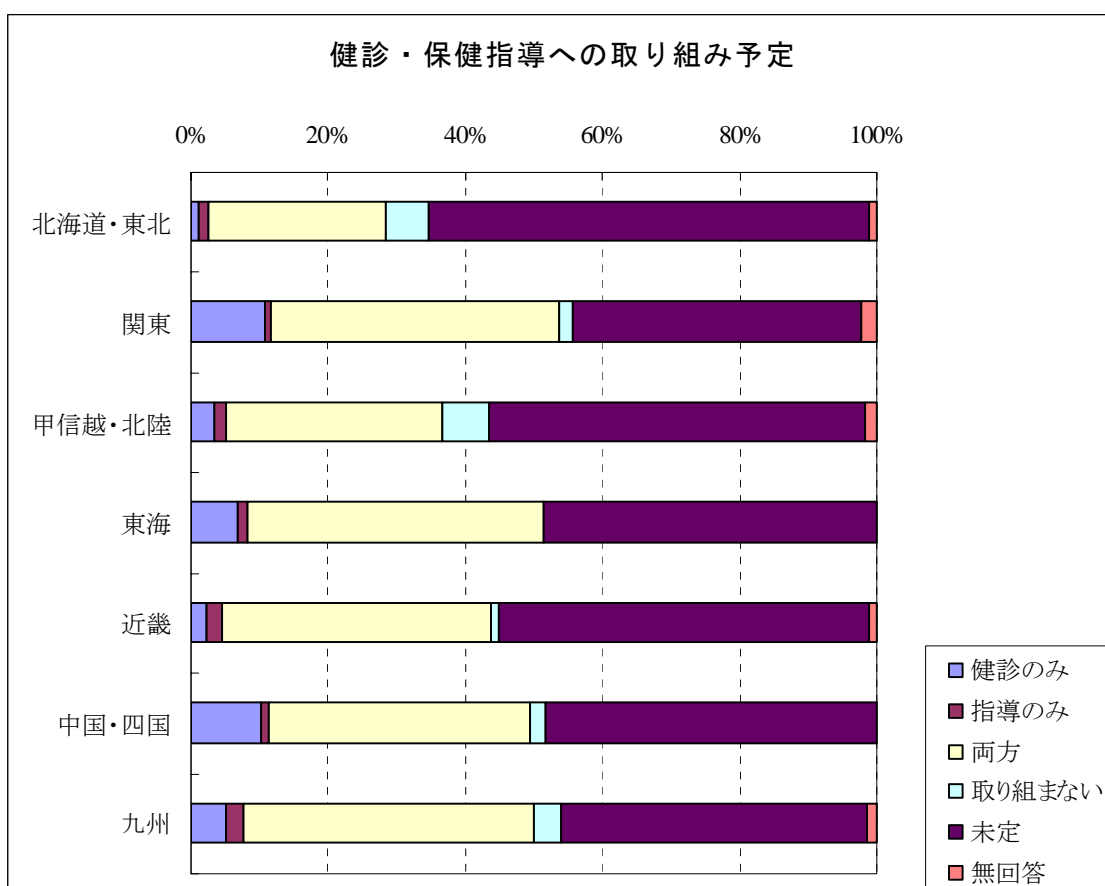
基本健診実施率・事業者健診実施率・保険者との接触率・共同利用施設設置率

	基本健診実施率	事業者健診実施率	保険者との非接触率	共同利用施設設置率
北海道・東北	66.7%	65.4%	79.0%	14.8%
関東	93.5%	54.3%	65.2%	25.4%
甲信越・北陸	80.0%	45.0%	73.3%	18.3%
東海	95.9%	55.4%	63.5%	29.7%
近畿	94.4%	51.7%	66.3%	18.0%
中国・四国	87.4%	71.3%	79.3%	28.7%
九州	79.5%	71.8%	69.2%	44.9%



健診・保健指導への取り組み予定について

	健診のみ	指導のみ	両方	取り組まない	未定	無回答
北海道・東北	1.2%	1.2%	25.9%	6.2%	64.2%	1.2%
関東	10.9%	0.7%	42.0%	2.2%	42.0%	2.2%
甲信越・北陸	3.3%	1.7%	31.7%	6.7%	55.0%	1.7%
東海	6.8%	1.4%	43.2%	0%	48.6%	0%
近畿	2.2%	2.2%	39.3%	1.1%	53.9%	1.1%
中国・四国	10.3%	1.1%	37.9%	2.3%	48.3%	0%
九州	5.1%	2.6%	42.3%	3.8%	44.9%	1.3%



健診事業の契約形態について

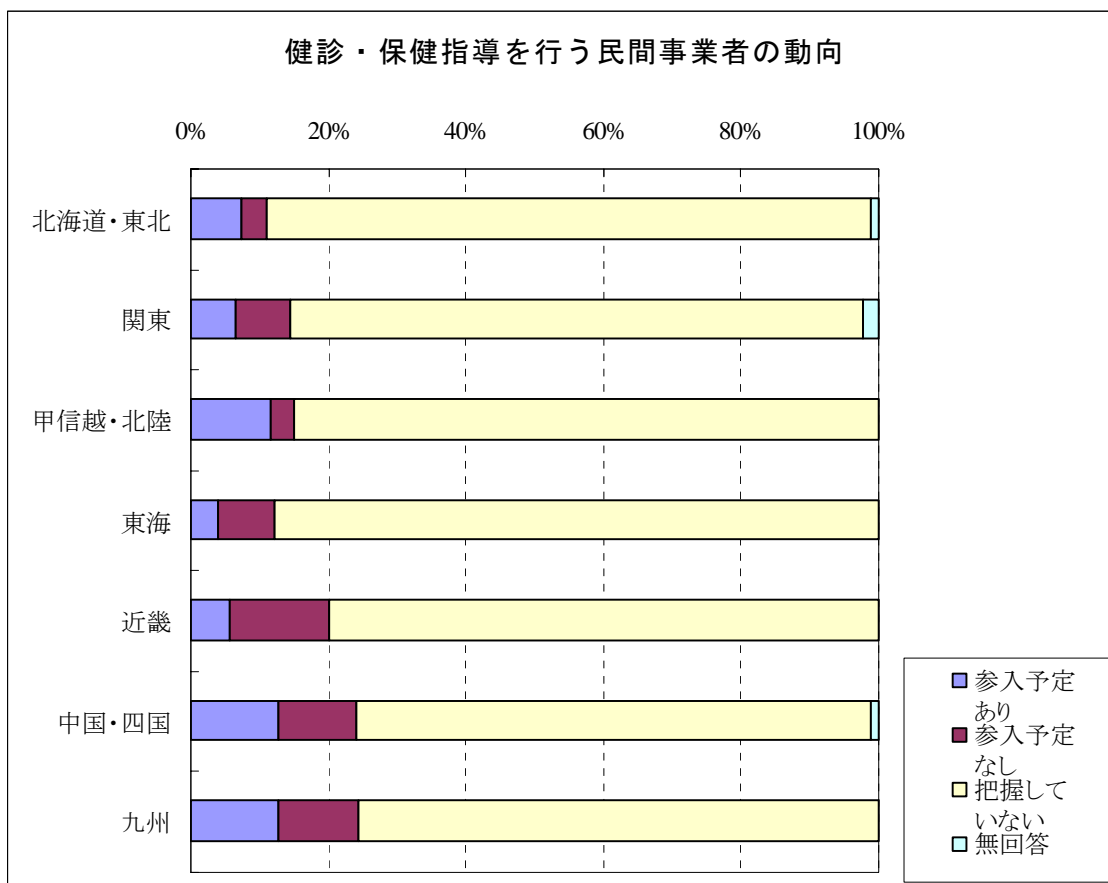
	健診事業の契約形態			
	契約：医師会取りまとめ 実施：個々の医療機関	契約：医師会取りまとめ 実施：集団健診	医療機関が 個別に契約	その他
北海道・東北	53.7%	46.3%	18.5%	9.3%
関東	92.2%	30.2%	3.1%	3.1%
甲信越・北陸	60.4%	39.6%	4.2%	20.8%
東海	80.3%	26.8%	4.2%	0%
近畿	83.3%	52.4%	2.4%	4.8%
中国・四国	88.2%	21.1%	2.6%	5.3%
九州	67.7%	54.8%	0%	9.7%

基本健診を実施している医療機関の平均数

	基本健診実施医療機関数	
	平均病院数	平均診療所数
北海道・東北	14.1	71.2
関東	8.7	103.5
甲信越・北陸	8.4	54.6
東海	8.7	94.8
近畿	9.6	108.1
中国・四国	8.5	52.6
九州	14.4	94.3
全国平均	9.9	87.4

健診・保健指導を行う民間事業者の動向について

	民間事業者の動向(地域への参入)について			
	参入予定あり	参入予定なし	把握していない	無回答
北海道・東北	7.4%	3.7%	87.7%	1.2%
関東	6.5%	8.0%	83.3%	2.2%
甲信越・北陸	11.7%	3.3%	85.0%	0%
東海	4.1%	8.1%	87.8%	0%
近畿	5.6%	14.6%	79.8%	0%
中国・四国	12.6%	11.5%	74.7%	1.1%
九州	12.8%	11.5%	75.6%	0%



健診・保健指導を行う民間事業者との接触について

	民間事業者との接触について				
	接触あり			接触なし	無回答
	健診のみ	保健指導のみ	両方		
北海道・東北	7.4%	1.2%	3.7%	82.7%	4.9%
関東	0.7%	3.6%	0.7%	94.2%	0.7%
甲信越・北陸	3.3%	0%	5.0%	85.0%	6.7%
東海	0%	0%	2.7%	95.9%	1.4%
近畿	5.6%	0%	0%	94.4%	0%
中国・四国	9.2%	0%	3.4%	86.2%	1.1%
九州	9.0%	1.3%	2.6%	85.9%	1.3%

